

規制改革会議の進め方について

1. 会議の開催

本年7月から来年6月の1年間をサイクルとして、規制改革の審議を進める。
開催頻度は月1～2回を基本とし、状況に応じて弾力的に開催する。

2. 審議事項と審議方法

(審議事項)

- 1) 「最優先案件」として選定された事項（別紙1）
- 2) ワーキング・グループでの検討を経て本会議で決定された事項
- 3) 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みの構築
- 4) 省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し
- 5) 答申事項のうち、重点的フォローアップ事項（別紙2）

(審議方法)

上記事項は、すべて本会議で審議のうえ決定する。なお、改革事項の審議にあたっては、国際先端テストを積極的に活用し、その定着に努める。

3. ワーキング・グループ等の設置

- 1) 「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT等」、「農業」、「貿易・投資等」、以上5つのワーキング・グループを設置する。
- 2) 規制改革ホットラインへの提案事項への対応には、これまで以上に注力する。
規制改革会議の場で精査・検討を要する重要案件を審議するため、新たに「ホットライン対策チーム」を設置する。

4. 公開ディスカッションの開催等

規制改革に関する広い議論を喚起するために、公開ディスカッションを開催する方向で、テーマ、方法等を検討、審議する。

5. 答申等

来年6月を目処に答申を取りまとめる。必要に応じ、中間とりまとめなどを検討する。
なお、状況に応じ、随時「意見」を公表する。

特に緊急性・重要性の高い項目を「最優先案件」と位置付け、本会議において委員全員で審議のうえ、早期の解決を目指す。

当面、以下の項目を最優先案件とする。

1. 保険診療と保険外診療の併用療養制度

国内で開発された先進的な医薬品・医療機器を用いた医療技術、及び海外で使用され国内では未承認の医薬品・医療機器を用いた医療技術等を保険診療と併用しやすくする規制改革を利用者の立場で検討する。

2. 介護・保育事業等における経営主体間のイコルフットィング確立

社会福祉法人・株式会社・NPO が同じ土俵でサービスの質を競い合うための環境づくりを行う。

3. 農地関連規制の見直し

「農地中間管理機構」創設など、農業の成長産業化のための取組みが効果的に機能するよう、規制改革の観点から検討し、提言を行う。

以 上

規制改革会議として、「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」（平成25年6月5日）に掲げた規制改革事項はいずれも着実にフォローアップを行うこととするが、以下の事項については、特に重点的にフォローアップを行い、その確実な実現を図るものとする。

- 再生可能エネルギーに係る規制
- 次世代自動車の世界最速普及
- 認可保育所への株式会社・NPO 法人の参入、保育士数の増加
- すべての社会福祉法人の経営情報の公開
- 再生医療の推進
- 医療機器に係る規制改革の推進
- いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認
- 一般用医薬品のインターネット販売
- ジョブ型正社員の雇用ルールの整備
- 労働者派遣制度の見直し
- 老朽化マンションの建替え等の促進
- ビッグデータ・ビジネスの普及

以上